

	改 正 案	現 行
第九十九条　（略）	第九十九条　（略）	第九十九条　（新設）
<p>② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるときとされている電磁的記録を保管するため、使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。</p> <p>③ （略）</p>	<p>第九十九条の二　裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ）又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。</p>	<p>第九十九条　公判廷外における差押又は搜索は、差押状又は搜索状を発してこれをしなければならない。</p>
<p>第一百七条　差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。</p> <p>② 第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。</p> <p>③ 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押状、記録命令付差押状又は搜索状についてこれを準用する。</p> <p>④ 第七十一条の規定は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。</p> <p>（略）</p>	<p>第一百七条　差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第一百六条　公判廷外における差押又は搜索は、差押状又は搜索状を発してこれをしなければならない。</p>
<p>第一百八条　差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。</p> <p>② 裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。</p> <p>③ 第七十一条の規定は、差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。</p> <p>（略）</p>	<p>第一百八条　差押状又は搜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。</p> <p>② 裁判所は、差押状又は搜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第一百六条　公判廷外における差押又は搜索は、差押状又は搜索状を発してこれをしなければならない。</p>